ウクライナへの食料・農業分野官民ミッションの参加者の募集について

１．目　的

農林水産省では、日本企業によるウクライナの食料・農業復興への参画を一層促進するため、食料・農業分野での官民ミッション派遣を実施しています。

今般、２回目のミッションとしてウクライナ（キーウ市、リヴィウ州）を訪問し、ウクライナ政府や地方自治体との意見交換、現地企業とのビジネスマッチング等を行うこととし、参加企業を募集します。

これらの取組を通じて、より多くの日本企業がウクライナの食料・農業分野に関する理解を深め、農業復興への参画を検討する契機となることを期待しています。

２．ミッション概要

・日　　程：令和８年６月１日（月）～６月６日（土）（６日間）
※本ミッションは、ポーランドでの集合・解散となります。

・用務内容：ウクライナ政府・地方自治体等との意見交換
ウクライナ企業・団体等とのビジネスマッチング
在ウクライナ日本国大使館・関係機関等との意見交換
営農状況視察及び意見交換　等

・募集人数：15 名程度
※募集人数は予告なく変更する可能性があります。
※応募多数の場合は、農林水産省にて応募内容等を確認のうえ、参加者を調整させていただくことがあります。

・申込締切：令和８年５月１日（金）17:00（日本時間）

・使用言語：日本語及び英語
※本ミッションに通訳は同行しません。ウクライナ側との意見交換及びビジネスマッチング等は全て英語により実施されますので、あらかじめご了承ください。

・経　　費：集合場所まで及び解散場所からの渡航費等、集合から解散までのミッションに係る交通費、宿泊費、食費、安全対策（警備員）に係る費用、保険料等、用務参加に要する全ての費用は参加者の負担となります。

・申込方法：以下の申込フォームに必要事項をご記入ください。
ウクライナへの食料・農業分野官民ミッションの参加申込について：農林水産省

３．参加条件

本ミッションの参加者は、以下の条件を全て満たすものとします。

① 日本国内に拠点を有する企業等であり、自社又は関連企業等の技術・製品等

のウクライナでの販売又は導入等を通じ、ウクライナの食料・農業分野の復興に参画していく具体的な事業展開プランを有していること。

② 集合から解散まで、集団での行動が可能であり、農林水産省の指示する安全対策を講じて頂くことが可能で、本ミッションの全ての用務に参加可能であること（自己都合による途中参加・途中離脱は認められません）。

③ 現地への渡航、渡航先での移動・宿泊、安全対策（警備員・車両）など、本ミッションへの参加に必要となる全ての手配・手続きをご自身（又は所属企業）で対応可能であること。

④ 外務省海外安全ホームページの危険情報（ウクライナ：レベル４）に基づき、必要な手続きや安全対策等を講じることができること。また、安全対策に関する農林水産省の指示を遵守できること。

⑤ 農林水産省の注意事項、免責事項に同意いただけること。

４．日程（案）

現時点の日程（案）は以下のとおりです。今後、状況に応じて変更となる可能性があります。

日　程	スケジュール（案）	宿　泊
６月１日（月）	午前：ワルシャワ市内指定場所に集合 関係機関等との意見交換 午後：キーウへ移動	車中泊 （鉄道）
６月２日（火） ～ ６月３日（水）	ウクライナ政府との意見交換 ウクライナ企業・団体等とのビジネスマッチング 在ウクライナ日本国大使館・関係機関等との意見交換 ※オプション「個別行動」 夜：リヴィウへ移動	６月２日 キーウ泊 ６月３日 車中泊 （鉄道）
６月４日（木） ～ ６月５日（金）	地方自治体との意見交換 ウクライナ企業・団体等とのビジネスマッチング 営農状況視察及び意見交換 ※オプション「個別行動」	リヴィウ 泊
６月６日（土）	午前：ポーランドへ移動 午後：ポーランド国内で解散	

※キーウ及びリヴィウ滞在中には、参加者が現地関係者との個別打合せや現地視察等を行うことが可能な「個別行動」の時間帯を設ける予定です。なお、個別行動を行う場合には、必要な安全対策（警備員・車両）を講じて頂くとともに、事前に行程及び安全対策等に関する計画書をご提出いただき、安全管理上必要な情報を農林水産省と共有していただきます。

５．注意事項

①お申し込みをいただいた段階では、参加は確定しておりません。参加確定については、申込締切後に改めてご連絡いたします。

②参加確定後、事前説明会（対面又はオンライン）を開催しますので、ご参加願います。

③本ミッションは、ポーランドでの集合・解散となります。
集合場所まで及び解散場所からの渡航費等、集合から解散までのミッションに係る交通費、宿泊費、食費、安全対策（警備員）に係る費用、保険料等、用務参加に要する全ての費用は参加者の負担となり、各種手配・支払いも参加者ご自身（または所属企業）で行っていただきます。
なお、各種手配・支払いに関するトラブル等について、農林水産省は一切責任を負いません。

④日程（案）については、詳細が決まり次第、別途お知らせいたします。直前まで変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

⑤参加者の現地での活動状況に関する写真は公表させていただく場合があります。

⑥ウクライナは、外務省危険情報レベル４の「退避勧告」が発出されていますので、以下の危険情報を遵守願います。

【ウクライナの危険情報（出典：外務省海外安全ホームページ）】

●ウクライナ全土
レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（継続）
ただし、ウクライナの復旧・復興に寄与する企業・団体の取組等として、真にやむを得ない事情でキーウ市及び同市周辺並びにリヴィウ州に渡航する必要があると考える場合には、渡航の必要性及び緊急性、所属企業や団体等の指示に基づく組織としての必要かつ十分な安全対策を準備した上で、渡航の２週間前までに、外務省窓口に相談してください。その際、当該渡航の必要性やリスク回避のための安全対策に関する情報として、渡航目的（必要性及び緊急性）、渡航日程（必要最小限の渡航期間（原則２週間以内））、渡航者情報、連絡先・宿泊先、目的地までの移動手段（周辺国・キーウ間及びキーウ・リヴィウ間の移動は鉄道を利用すること、ポーランド・リヴィウ州間の移動は車両移動も可）、具体的な安全対策（シェルターを備えた安全な宿舎の確保、車両・徒歩での移動時の信頼できる警備会社の警護員の同行（鉄道移動時の警護員同行については推奨）　、活動・宿泊中の同行・サポート体制は必須）を記載した渡航計画を提出するとともに、治安情勢等の変化による渡航中止や退避の勧告には必ず従ってください。

６．免責事項

①戦乱、天災（地震、洪水、台風など）、政情不安、テロなどの不可抗力や、現地情勢等の急激な悪化など諸般の事情により、ミッションの中止・変更・延期が生じた場合、予約済みの航空券、ホテル等のキャンセル料等の経費やその他の損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。

②参加者の渡航・滞在に伴うリスク（安全、健康、事故、盗難等）や、現地で発生した事件・事故・疾病等による損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。

７．個人情報の取扱い

申込時に記入された個人情報は、本ミッションの運営に必要な範囲で利用し、第三者への提供は行いません。

８．お問い合せ先

農林水産省　輸出・国際局　新興地域グループ

担当者：嶋田、榮、齋藤

連絡先：03-3592-0313